

## 自由金利型定期預金規定

### 【Ⅰ. 共通規定】

#### 1. (定期性預金共通規定等)

自由金利型定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期性預金共通規定により取扱います。

### 【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】

#### 1. 預金の支払時期

この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。

#### 2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および次の(a)(b)のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、いずれの場合も解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。

#### (a)約定期間と預入期間に応じた利率

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満約定利率×50%

C. 1年以上2年未満約定利率×70%

②預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満約定利率×30%

C. 1年以上2年未満約定利率×50%

D. 2年以上3年未満約定利率×70%

③預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満約定利率×20%

C. 1年以上2年未満約定利率×30%

D. 2年以上3年未満約定利率×50%

E. 3年以上4年未満約定利率×70%

④預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満約定利率×10%

C. 1年以上2年未満約定利率×20%

D. 2年以上3年未満約定利率×30%

E. 3年以上4年未満約定利率×50%

F. 4年以上5年未満約定利率×70%

⑤預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満約定利率×10%

C. 1年以上2年未満約定利率×10%

D. 2年以上3年未満約定利率×20%

E. 3年以上4年未満約定利率×40%

F. 4年以上5年未満約定利率×70%

(b)次の式により計算した利率

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$$

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】

#### 1. 自動継続

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの期間（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金についてはⅢ. 自動継続扱いの場合 第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。
  - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
  - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の(a)(b)のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、いずれの場合も解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。
  - (a) 約定期間と預入期間に応じた利率

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満約定利率×50%
  - C. 1年以上2年未満約定利率×70%
- ②預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満約定利率×30%
  - C. 1年以上2年未満約定利率×50%
  - D. 2年以上3年未満約定利率×70%
- ③預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満約定利率×20%
  - C. 1年以上2年未満約定利率×30%
  - D. 2年以上3年未満約定利率×50%
  - E. 3年以上4年未満約定利率×70%
- ④預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満約定利率×10%
  - C. 1年以上2年未満約定利率×20%
  - D. 2年以上3年未満約定利率×30%
  - E. 3年以上4年未満約定利率×50%
  - F. 4年以上5年未満約定利率×70%
- ⑤預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満解約日における普通預金の利率
  - B. 6か月以上1年未満約定利率×10%
  - C. 1年以上2年未満約定利率×10%
  - D. 2年以上3年未満約定利率×20%
  - E. 3年以上4年未満約定利率×40%
  - F. 4年以上5年未満約定利率×70%

(b)次の式により計算した利率

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。  
 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$$

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)